

提出書類及び注意事項

(A) 個人のみなさま

① 新規申請のご案内

	提出書類		様式番号	備考
(1)	「指定給水装置工事事業者指定申請書」		施行規則 様式第 1	
(2)	「機械器具調書」		施行規則 別表	
(3)	「誓約書」		施行規則 様式第 2	
(4)	添 付 書 類	「住民票」		発行日から 3 か月以内のもの（原本）
(5)		「給水装置工事主任技術者」免状写しまたは「給水装置工事主任技術者証」の写し		
(6)		事務所の位置図		住宅地図等
(7)		事務所の見取図（平面図）		
(8)		事務所の写真（外観・室内）		
(9)	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」		施行規則 様式第 3	指定の申請と併せて「選任届」を提出
(5)	添 付 書 類	「給水装置工事主任技術者」免状写しまたは「給水装置工事主任技術者証」の写し		※ 上記(5)をコピー

【注意事項】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」及び「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」について

「指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1）」と「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式3）」を提出してください。奈良県広域水道企業団では、指定申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2 「申請者・届出者」について

申請者・届出者は、代表者名を記入してください。

（住民票で確認します。）

3 「住民票」について

発行から3か月以内の代表者の住民票原本を提出してください。

（注）個人番号が記載されていないもの。

4 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて

「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。（免状の交付番号を確認します。）

5 「事業所」について

事業所と所在地を確認するため、位置図（住宅地図程度）、見取図（平面図）、外観と室内の写真の添付をお願いします。

6 「メールアドレス」について

申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようお願いいたします。

8 事業所ごとの申請書の提出について

奈良県広域水道企業団では、事業所ごとに申請書を提出して頂くことになりますので、申請書（様式第1）の裏面の下段は使用しないでください。

（注）2つ以上の事業所を申請する場合は、事業所ごとに申請書を提出すると共に、事業所の数だけ手数料が必要となります。